連載

金融機関の新潮流〈第 23 回〉

在留ネパール人支援をめざす第一勧業信用組合

古江　晋也

要旨

東京都新宿区に本店を置く第一勧業信用組合は、在留ネパール人への支援をめざすことを表明している。18 年末現在、在留ネパール人数は 8 万 8,951 人であり、インド料理店で働く人々も多いが、ネパール国内に営業店を構える邦銀はない。そこで同組合はネパールの NMB バンクと覚書を締結し、身元確認ができる仕組みづくりに取り組むなど、支援体制を進めている。改正出入国管理法が 19 年 4 月に施行され、在留外国人の増加が今後予想されるなか、共生社会の実現という観点からも今後の展開に注目が集まる。

はじめに

法務省が発表した「平成 30 年末現在における在留外国人数について」によると 2018 年末現在、在留外国人数は 273 万 1,093 人と過去最高となった。19 年 4 月には、新たな在留資格である「特定技能」が新設された改正出入国管理法が施行され、在留外国人数は今後さらに増加が見込まれる。

しかしその一方で、在留外国人への金融サービスという観点からは、マネーロンダリング（マネロン）対策などの影響で口座開設などに慎重な姿勢を見せる金融機関も少なくない。こうした中、東京都新宿区に本店を置く第一勧業信用組合（19 年 3 月・預金積金 3,195 億円、貸出金 2,561 億円、26 店舗、役職員 386 人）は、19 年 9 月にネパールの NMB バンク（18 年 12 月・総預金額 787 億円、従業員数 1,170 人、ネパール国内営業所 110 拠点、ネパール証券取引所に上場）と覚書を締結し、在留ネパール人への金融支援に力を入れることをめざしている。

写真1　第一勧業信用組合本店

NMB バンクとの出会い

（1）GABV への加盟

第一勧業信用組合が NMB バンクと覚書を締結したきっかけは、同組合が 18 年 7 月に GABV（The Global Alliance for Banking on Values）に加盟し、NMB バンクと交流が生まれたからである。ここでいう GABV とは、持続可能な経済・社会・環境を実現するために金融を活用することを使命とした銀行や協同組織金融機関で構成された団体であり、社会的金融を実践する金融機関として知られるオランダのトリオドス銀行やドイツの GLS 銀行なども加盟している（09 年に設立。20 年 2 月現在、加盟金融機関数は 62）。

加えて GABV アジア・パシフィック地区の事務局長が NMB バンク出身者であり、親日家であったことも第一勧業信用組合

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます

写真2　左から新田信行理事長、境裕治調査部長

との交流を深めることとなった。

（2）移民問題という課題

GABV は年に 1 回、世界大会を開催し、持続可能な経済・社会・環境という観点から金融機関が直面している課題を議論する。そうした中、19 年 2 月にバンクーバーで開催された世界大会のテーマに移民問題があった。同大会に参加した第一勧業信用組合理事長の新田信行氏は当時、議題の一つという認識で耳を傾けていたが、会議が終了し、東京に戻ってみると、「どこの通りでも外国人を見かける」ことに改めて気づき、「移民問題はまさに日本の地域金融機関が直面している重要な課題である」ということを再認識したという。

図表１　2018年末現在の国籍・地域別の在留外国人数

	在留外国人数	構成比（%）	対前年末増減率（%）
総数	2,731,093	100	6.6
中国	764,720	28.0	4.6
韓国	449,634	16.5	▲ 0.2
ベトナム	330,835	12.1	26.1
フィリピン	271,289	9.9	4.1
ブラジル	201,865	7.4	5.5
ネパール	88,951	3.3	11.1
台湾	60,684	2.2	7.0
米国	57,500	2.1	3.2
インドネシア	56,346	2.1	12.7
タイ	52,323	1.9	4.3
その他	396,946	14.5	6.3

（資料）法務省「平成30年末現在における在留外国人数について」

また第一勧業信用組合は、これまで在留ネパール人の子弟が通う学校やインド・ネパール料理店に融資を行うなど、事業の面からも在留ネパール人とのつながりがあった。

このような現状を鑑み、「ここまでネパールと『縁』があるのであれば」と考えた新田氏は早速、GABV アジア・パシフィック地区の事務局長に「東京には多くのネパール人がいるので応援をしたい」とメールで伝え、その後、19 年 9 月にインドで開催された GABV アジア・パシフィック地区大会において NMB バンクと覚書を締結することになった。

増える在留外国人と金融

図表 1 は 18 年末現在の国籍・地域別の在留外国人数を表したものである。このうち在留ネパール人数は 8 万 8,951 人と国籍別では第 6 位、対前年末増減率は＋11.1％とベトナム、インドネシアに次ぐ高さである。図表 2 は 08～17 年末の在留ネパール人数の推移を表したものであるが、過去 10 年間をみても着実に増加していることがわかる。

読者の中には、近年、商店街などでインド料理店が増加していると感じる人々も多いと思われるが、これらの料理店はネパール人が経営している店舗も多いため、地域コミュニティの一員になっている。しかし、金融という観点からネパールとの接点を考えると、ネパールに営業拠点を構える邦銀はない。

また在留外国人が生活を営む上で、困難なことの一つが口座開設である。これはマネロン対策の一環として在留外国人の口座開設に金融機関が慎重な姿勢を示しているからである。そして口座を開設

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます

することができなければ、アパートなど住居を確保することができず、住所が確定しないと、携帯電話を利用することが難しくなる。

つまり「在留ネパール人が増加しているにもかかわらず、ネパールと接点を持つ邦銀はなく、最近では金融機関にアクセスをすることも容易ではない」という現実があり、この「金融排除」という状況を改善するため、第一勧業信用組合は「在留ネパール人に『軒下』を貸す」という思いから、在留ネパール人支援を掲げたのである。ただ信用組合では、外国送金業務が難しいということもあり、現時点では口座開設と融資に注力することにしている。

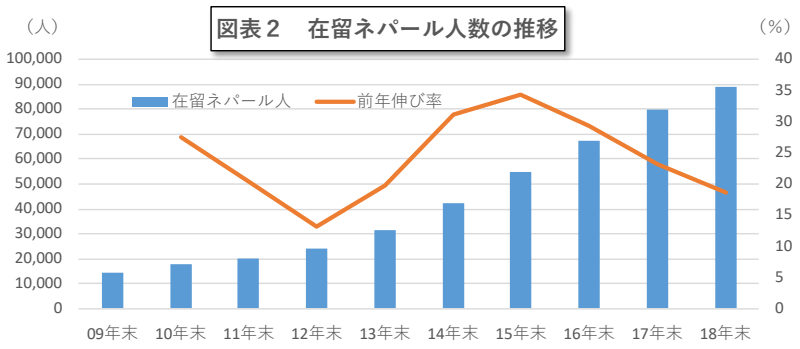

（資料）法務省「平成30年末現在における在留外国人数について」

コミュニティローンの可能性

ネパール人への金融支援とひと口に言っても、第一勧業信用組合はネパール人社会に精通しているわけではない。そこで注目されるのが NMB バンクとの覚書の締結である。

図表 3 は、第一勧業信用組合と NMB バンクの覚書の概要である。この覚書で注目すべき点は、NMB バンクが、第一勧業信用組合に在留ネパール人コミュニティとの関係構築を支援したり、借入を希望する在留ネパール人の関連情報をネパール人コミュニティと協調して提供することにある。このことはまさに身元確認が行えることを意味しており、与信審査を行う上でも不可欠な取り組みとなる。また、ネパール人コミュニティとの信頼関係が高まれば、第一勧業信用組合がこれまで実施してきた「コミュニティローン」のスキームを適用することも考えられ、よりスムーズに融資を行うことも可能になる。

ここでいうコミュニティローンとは地域コミュニティの特性を活かしたオーダーメイド商品のことであり、「地域」「業

図表３　第一勧業信用組合とNMBバンクの覚書の概要

・第一勧業信用組合とNMBは、日本におけるネパール人の金融ニーズ把握を連携して行う。
・第一勧業信用組合は、ネパールにおいて金融支援を必要とするネパール人に関する情報をNMBと共有する。
・第一勧業信用組合は、ネパールにおいて口座開設、送金の円滑化、その他の金融サービスを希望するネパール人にNMBを紹介する。
・NMBは、在日ネパール大使館と協調しネパール人の情報を第一勧業信用組合に提供する。
・NMBは、ネパール文部省と協調し日本に留学するネパール人の情報を第一勧業信用組合に提供する。
・NMBは、ネパール人が第一勧業信用組合と取引関係を構築するように奨励する。
・NMBは、日本におけるネパール人コミュニティと第一勧業信用組合との関係構築を支援する。NMBは、借入希望のネパール人の関連情報をネパール人コミュニティと協調して提供する。

（資料）第一勧業信用組合プレスリリース

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます

図表４　第一勧業信用組合のコミュニティローンの仕組み

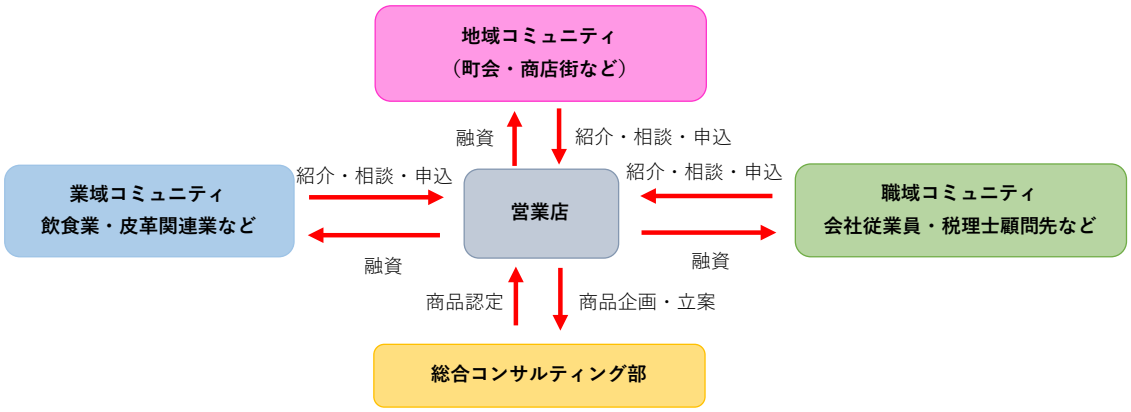

（資料）第一勧業信用組合ディスクロージャー誌

域」「職域」といった密接な接点を持つコミュニティ構成員向けのローン（無担保･無保証､融資金額300～500万円程度）である（図表4)。19年5月末現在、457商品があり、例えば、商店街ローン（地域)、皮革事業者応援ローン（業域)、銀座地区バー専用ローン（業域)、従業員専用ローン（職域)、税理士顧問先専用ローン（職域）などがある（18年度の実行件数208件、実行残高5億7,400万円)。

地域のお祭りへの橋渡しも

第一勧業信用組合はこれまで地域の人々やコミュニティとのふれあいを大切にしてきた。このふれあいの一つが地域のイベントやお祭り、町内会の行事への積極的な参加であり、18年度の参加件数は657件に及ぶ。しかしその一方で、在留期間が長いものの、地域社会に溶け込むことができない外国人も少なくない。そこで組合の役職員は、機会があるたびに知り合いの外国人を町内会の人々に紹介している。すると「なぜ、もっと早く紹介してくれないの」という声が返ってくるなど、地域コミュニティで在留外国人と交流を深めたい人々が多いことに改めて気づかされるという。

イベントやお祭りの担い手が減少傾向にある中、在留外国人が積極的に参加することは、地域コミュニティに溶け込むもっとも早い手段の一つであり、地域金融機関における在留外国人と町内会との「橋渡し」は地域活性化策としても注目される。

おわりに

以上、在留ネパール人支援をめざす第一勧業信用組合の取り組みと将来ビジョンを概観してきた。

今日では、在留外国人の増加をビジネスチャンスと捉え、在留外国人専用の金融サービスを提供する動きも金融界では台頭しつつあるが、在留外国人をコミュニティ社会の一員という視点から金融サービスを提供する動きは、残念ながら少数にとどまっているのが現状である。こうした中、第一勧業信用組合は20年4月からネパール出身の新卒者を採用するなど、ネパール人支援の取り組みの深化を図っており、地域における共生社会の実現という観点からも、今後の展開に注目が集まる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます